

新たな難病対策の充実・強化について

【担当省庁】厚生労働省

医療費助成の対象疾患の拡大を含む新たな難病対策が平成 27 年 1 月から実施されるところであるが、難病患者・家族のニーズを踏まえたきめ細かなサービスを提供するため、以下の措置を講じていただきたい。

都道府県が実施する難病対策のための人材育成等の取組の

「難病医療提供体制整備事業」への対象化

- ◆ 新たな難病対策での医療費助成においては、都道府県知事が指定する「難病指定医」が診断を行うこととされているため、都道府県において正確な診断や適切な治療を行うことができる医療提供体制を構築する必要があることから、国で概算要求中の「**難病医療提供体制整備事業**」の予算を確保していただくとともに、**都道府県が実施する「難病指定医」養成研修などの難病医療に関わる人材育成を事業の対象**としていただきたい。

<厚生労働省の概算要求>

- ◎ 難病医療提供体制整備事業 2 億円（26 年度予算 1 億円）

都道府県が難病医療拠点病院を指定し、難病患者に適時に適切な支援が行えるよう地域の医療機関の連携による難病医療体制整備

難病に係る医療費助成制度の基準の明確化及び手続の簡素化

- ◆ 新たな対象疾患や症状の程度が重症度分類等で一定以上の者、もしくは高額な医療を継続することが必要な者の基準等は、平成 27 年夏頃に国から示される予定であるが、真に支援が必要な患者が適切な医療を受けられるよう、認定基準の明確化や申請手続等の簡素化をしていただきたい。

【現状・課題等】

◎難病対策の改革概要

- 平成 26 年通常国会で法案提出、平成 27 年 1 月施行
- 新制度の疾患数の選定や見直し、認定基準の設定は、法案成立後、第三者委員会の意見を聴いて平成 27 年 1 月施行の 110 疾患を決定

【改革の内容】

- ・医療費助成の対象疾患拡大 56 疾患 → 約 300 疾患
 - 平成 27 年 1 月～ 既存疾患と一部の新規疾患（先行分）施行
 - 平成 27 年夏頃～ 新規疾患のうち未施行のものについて施行
- ・重症患者にも所得に応じた自己負担（現行なし）導入 等
- ・受給者数試算
 - （全 国）H 23 約 78 万人 → H 27 約 150 万人
 - （京都府）H 23 約 1.8 万人 → H 27 約 3.4 万人と推計
- ・京都府の超過負担（現行：特定疾患治療研究事業）
 - H 23 7.8 億円 H 24 6.9 億円

【京都府の担当課】

健康福祉部 健康対策課 075-414-4737